

## ロシアによるウクライナ侵略及び核による武力威嚇に対し抗議する決議

ウクライナをめぐる情勢について、昨年末以降、国境付近におけるロシア軍増強が続く中、我が国を含む国際社会が緊張の緩和と事態の打開に向けて懸命な外交努力を重ねてきた。

しかし2月21日、プーチン・ロシア大統領はウクライナの一部である自称「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」の独立を承認する大統領令に署名し、同22日には両共和国との間での「友好協力相互支援協定」を批准し、国際社会の批判があるにもかかわらず、同24日にロシアはウクライナへの侵略を開始した。

ロシア軍による侵略は明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、ウクライナ国民の平和のうちに生存する権利を侵害するものであり、武力の行使を禁ずる国際法及び国連憲章の深刻かつ重大な違反である。

力による一方的な現状変更は断じて認められない。この事態は欧州にとどまらず、日本が位置するアジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態である。

また米国、イギリス、ロシアの3カ国がウクライナに対して、核兵器と引き換えに領土を保全し主権を尊重することを誓約していた「ブダペスト覚書」をプーチン大統領は一方的に破棄し、更にはウクライナに対して核戦力使用の可能性を示唆したことは、世界唯一の被爆国である我が国として、また、非核平和都市である町田市議会として、断じて許せない行為であり、ロシア軍による侵略を最も強い言葉で非難する。

日本国政府においては町田市議会の意を体し、在留邦人の安全確保に全力で尽くすとともに、国際社会と連携し、あらゆる外交手段を駆使し、ロシア軍の即時撤収と速やかな平和の実現のため、ロシアに対する制裁、ウクライナに対する人道支援を含め、事態の迅速かつ厳格な対応を行うことを強く要請する。

以上、決議する。